

参議院大蔵委員会会議録第二十四号

昭和三十三年四月二日(火曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

四月一日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として塩見俊二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
稲浦 鹿藏君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
下條 康彦君
高橋進太郎君
土田国太郎君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
小笠原三三君
栗山 良夫君
榎 繁夫君
野澤 勝君
杉山 昌作君

国務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵省主税局長 原 純夫君
運輸省自動車局長 山内 公猷君

本日の会議に付した案件

○揮発油税法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入るに先立って、委員の変更について御報告いたします。

昨四月一日付をもって委員佐野廣君が辞任され、その補欠として塩見俊二君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは本日は揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題として質疑を行います。

○大矢正君 揮発油税並びに地方道路税が衆議院におきまして審議され、通過をして送付をされて参ったのであります。私は衆議院の大蔵委員会の議論の過程もある程度は議事録を通じて読みまして、いろいろ感ずる点があるわけでありまして、まだ議事録が完全にはここに回ってきっておりません。その関係上、衆議院における質問あるいは議論と多少違って質問をする面もあるかと思ひますが、その点はよろしくお聞き取りをいただきたいと思ひます。

廣瀬の第一番は、局長も御承知のように、国鉄がこのたび一割三分の運賃の値上げを行いましたが、この国鉄が運賃の値上げをする最大の目的というものは、これは現在の国鉄の収支が赤字になっているから、これを黒字にするためにという、そういう理由ではなくて、戦争以降、戦争以前もそうでありましたが、比較的国鉄の施設の改善その他というものが行われなくて今日に至ったために、非常に老朽化しているもので、こういうものを五カ年計画に基いて整備をして、危険性のないように、そうしてまた同時に輸送力を増強するという、こういう目的のために、運賃が値上げをされるというようにに私は聞いています。一割三分の値上げの根拠というものは、国鉄の五カ年計画にあるというふうに承わっているものであります。五カ年計画の達成後におきましては、国鉄の輸送力は一三四%に貨物は上昇するということがありまゝです。これが達成の暁には、相当今日の日本の経済の実態から考へては隘路となつておる輸送方面では開ける面もあるのではないかと思ひますけれども、同時にまた日本経済は拡大の一途をたどつておりますし、経済も伸びていっておりますからして、五年後に三四%の国鉄の輸送力が増強されても果して日本の今の現状から推して五年後に輸送力というものが完全に確保されるかどうかという点については非常に多くの疑点があるところであります。そこで私は国鉄の一例を申

し上げるのでありますけれども、戦前においては、たとえば庶民的な話でございましてけれども、荷物を輸送する場合に手荷物として送つても、そうすると人間が着くときにはほとんどその手荷物は目的地に到達しておつたのが戦前の実態であります。ところが今日は遺憾ながら相当長期におくれで手荷物が着くという状態でありまして、これも何と申しましようか、輸送力がやはり弱いというところから、こういう結果が出ておると思ふのであります。このような今日の日本の輸送力の状態をカバーするには何によつてやるかとすれば、海上輸送それから陸上におけるところのトラックの輸送、こういうものを通じて日本の今の輸送力の隘路というものを打開する以外には私はないと考へておるわけでありまして、従つてこういう輸送力の隘路は当然に物価との関連において輸送力が高まり、あるいは輸送の隘路がでか上りますれば、勢いこれが物価に響いてくるというところは自明の理でありまして、かような点から考へまして、私はここで非常に大なる揮発油税の増徴をすれば、今非常に多くの力を頼つておる陸上輸送が非常に困難になり、ますます輸送の隘路というものが私は深くなつてくるのではないかと、このようにも考へるわけでありまして、基本的な揮発油税の増徴とそれから輸送というこの両面の判断の上に立つてどのようにお考へになつておられるか、ますこの点をお伺いしたいと存するのであります。

○政府委員(原純夫君) お話の通り輸送力の増強というのは非常に大事な問題でございまして、国鉄の側でもそれを大きな柱として運賃の改訂を行うというところに相なつておりますが、一方でこの道路の整備ということは、まあ年來その急務を説かれております。特に最近においては自動車交通の伸びが非常に著しいということから、その必要が層一そう痛感されるということに相なつてきております。従ひまして道路整備の計画も従来の五年計画では足りないということで、さらに新しい十カ年計画というものがたゞいま案ではあります。研究されておるといふような段階になつております。私どもこの揮発油税の問題を考へました際にも、大前提としてそういう必要があるということを置いてそれに対していろいろと財源の措置を講ずるといふことで考へてきた次第でございまして。

○大矢正君 あなたも今お認めになつておる通りに、輸送力の増強というものが当面する日本の経済においては非常に重要な部門であるといふことで、私はこの輸送力が収縮することによつてますます日本の経済というものに對して大きな損失を与える、このように考へております。従つて實際的に申しまして、このたびの値上げというものを分析してみますと、衆議院におきまして修正をされた意向といへども、なおかつ四〇%強の増徴になることは御存じの通りであります。い

ろいろな税金がこのたびの国会において議論をされておりますけれども、四〇％強という膨大な値上げを必要とした、あるいはまた実施をした法律は私はないように感じておりますが、このように揮発油税に限つてのみ四〇％以上の値上げをするということ、明らかにこれは先ほど来私が申し上げておる通り輸送力をむしろ拡大をするのではなくて収縮させる結果になる、このように感ずるのであります、あなたは具体的にそういう可能性はない、そういう危惧はないというふうにお考えになっておられるのかどうか、もしそのようなお考えがあるとしたら、その具体的な根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(原純夫君) 四〇％強の大へんな、政府原案ですと五割の引上げということでございますが、私もこの問題を考えましたときの考え方を大略申し上げます。先ほど申し上げましたように道路整備は非常に必要である、それには多額の資金が要る、もちろんそのために一般財源からできるだけ金を出すという態度を捨ててはならないわけでございますが、一方で減税ももちろん大きな政策でございますし、また歳出面におきましても諸般の財政需要というものは御案内の通り非常に強く、大きいものがございます。それらを考え合せまして、なかなか一般財源でやり切れるというところはとてできないという判断に相なりましたので、しからばこのガソリン税というものが目的税的なものになっていくということから考えて、ガソリン税の方で何かできる余地があるかないかという研究をいたしました。その際いろいろ

な角度から研究をいたしましたわけでありますが、一つには昔の税率ないし外国の税負担というものを比較する、もう一つには必ずしもそのものガソリン税を増徴し余計負担していただくことによつて、そしてそれが全部道路の改良、舗装に使われるということによつて、どれだけ国民経済的に利益があるか、また端的には負担していただく方々に利益が行くかというような計算をすべきであらうと思つていたしたわけでありまして、そこで前者の過去との比較あるいは外国との比較というようなことになりまして、日本は現在一リットル当り三十七円という小売価格を前提といたしまして、その中に十三円のガソリン税と地方道路税が入つておる、これは三五％の割合になります。同様な比率を各国について求めますと、米、国、カナダというところがそれより若干低く二〇％ないし三〇％というような次第でございますが、西欧諸国におきましては西独が四六％、英国は六三％、イタリアは七〇％というふうになって、それ日本よりずっと高くなつております。比率だけでなく絶対額に於いても小売価格は日本の五割増しあるいは倍というふうなのが西欧各国の例でございます。それを見ましたのが一つと、それから第二にガソリン税の増徴による道路からの受益の關係につきましては、いろいろ計算いたしてみますと、結論としてガソリン税を額増徴される、それが全部道路に過ぎ込まれる、そうすると、その道路を通る自動車の経費が減る、経費が節約になる、その額を、自動車の数は今後全然ふえない、貨物の量もふえないとい

うふうな、まあこれはあり得ない前提であります、そういう前提で計算いたしまして、その受益の総額は、改良され舗装された道路が平均十五年持つであらうという前提で十五年間の利益を計算いたしますと、当初の負担額の倍だけだいたしました利益がある。貨物あるいは自動車の台数の増を考えますれば、それが十五年間には三倍、四倍になるということになります、明らかでございまして、この数字は私どもだけの計算でなくて、鮎川さんが中心になつてやつておられます調査会の計算においても同様な数字が出ておりますし、またはじきました書類については、関係の各省の専門の御意見を伺いながら作つたわけでございますが、そのように利益が相当大きい。これは直接自動車業者が受益する額でございますが、間接にはなお広い範囲に受益がいくということは申すまでもございせん。そこで、十五年間にそれだけ利益があるというても、初めは苦しいじゃないかということがございまして、確かにそういうわけであり、全部を初めから運賃を上げないで業者が吸収し切れるかどうかというあたりについては、どうも必ずしもそうはいかない、ある場合に運賃にも響くかもしれない、これは考えました。ただそれじゃだれだけ響くかどうかというのを全部運賃に転嫁してしまうというのを計算してみますと、トラックとかハイヤーとかバスとかで若干違いますが、まずまず政府原案の六千五百円上げという線で三％程度の響きではなからうかというふうに見ました。これはもちろん運賃の引き上げは望ましくないところでありまして、

そしてまた全部が響くとは私どもも思いません。ある程度は受益によつて当然相殺される、またある程度は業者で吸収する、で残りが運賃に響く、実際には全部が平均して一％とか二％とかいうことにならずに、具体的な計数によつて関係の筋が個々におきまることがあると思つて、そういうことが若干あつても、道路の整備ということがたしてやむを得ないのじゃないか、ただその程度たるや全体としてはきわめて軽微なものである、道路の整備の必要がこれだけ緊急なことから、そこはやむを得ないのではなからうか。半面逆と申しまして、全然運賃に転嫁しないという場合に、この業者に及ぼす影響というふうなものを考えますと、たゞいまの受益の關係は別にいたしまして、全部業者がこれを自分の利益をさして吸収するということにした場合の計算としては、やはりこれも業種によつて若干違ひますが、収入に対する利益率を私ども別途出してあります、その利益率の關係で二％前後利益率が落ちる、つまり利益率が六％か七％というものが、そのうち二％前後だけ落ちるというふうなことに相なるのではなからうかというふうに考えました。大よそ筋道は、荒く申しますとそんなような点をいろいろ考えまして、運賃の關係とあるいは業者の採算等かなり心苦しい面もありましたけれども、総体に道路整備の必要は大きい、そして国民経済的な利益も非常に大きいというふうなことも考えまして、一般財源のできる限りのことをやつて、他面こちらで六千五百円の増徴をやつて、全体として道路整備をしつかりやつて参りたいという結論に

相なつたわけであります。

○大矢正君 ただいまの原局長の具体的な数字をもつての各国とのガソリン税の比較、それから自動車を受けるものの受益率と申しますか、そういうものの数字の点については、私また後刻具体的に指摘をいたし、私の考え方を述べますが、その以前にちょっと基本的な点で大蔵大臣に私は質問をいたしたいのであります、私の質問するところは、国が道路を作るために金を出さなくてはいいものなのかどうかというところでありまして、わかりやすく言つと、三十一年度においてはわずか四億しか国は資金を出していないといふことは、皆さん御承知の通りであります。それじゃ三十二年度はどうかといへば、これは四十四億でございまして、五百億をこえる揮発油税の収収との比較をすれば、もう十分の一以下にしか過ぎない金額、こういうわずかな金額しか政府は道路財源として出しておりません。私はこういう点からみれば自動車は非常に受益をするのでありますからして、ある面では税を取らなければならぬというところは理解をするものでありますけれども、今政府が行おうとしておるうちに、あるいはまた行なつておるうちに、ちょうど昔の古い封建時代の殿様やあるいは悪大名が、金に困るとして税金を取つて、それで事業を起したり赤字の負担をするというふうな、こういう一貫した思想が、まだ揮発油税の中においては生かされておるような感じが私はしてなからぬのであります。少くともこれだけの税負担をしても、なおかつ自動車業者がもうかつておる、あるいは莫

大な収益をあげておるといふようにも私は感ぜられない、大蔵大臣としては一体どのように考へてこれを増徴しようといふのが、この面に対する見解を承わつておきたい。政府資金はほんとうにわずかである、わずかしが政府資金を出さないで大部分を、九〇%以上の金額を税収にまかなうところのこの考へ方がどうも理解できないので、この面に対する大蔵大臣の御答弁を私はいただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) もともとはガソリン税を増収いたしまして、そして一般会計から形式的にも実質的にも他の費目と同じ立場において出しておつたのでございます。昭和二十八年か九年からガソリン税を目的税のものにいたしました、これによつていこう、しかしガソリン税だけではいかな、やはり国もある程度負担すべきものであるといふことは、本委員会、参議院においても議決になつたと思つたのであります。で、その割り振りをどうするかという問題でございするが、私もできるだけ一般会計の方からも出したという気持ちがありますので、昨年度はお話の通り四億円であつたのを今度は四十億にいたしました。今度第でございする。で、各国におきましても大体道路の補修改良はおおむねガソリン税でやつておるのであります。最近アメリカでは今のガソリン税だけでやるか、あるいは一般の歳出も持つていくかといふことで議論をしておるやうでございするが、大勢はガソリン税の引き上げでいくべきだといふ議論になつたやうでございする。で、これを要するにガソリン税と一般の税金との同方の建前でいくべきだと思ひます。

るが、その比率の問題になつて参ります、私は今の日本の財政状態では、そうして今のガソリンの税率では、今の程度でまゐるべきだと考へております。将来におきましてはそうたびがガソリン税も激増するやうな措置もいかに考へておきたいので、一般会計からでもできるだけ負担していただきたいという気持ちでございする。

○小笠原三男君 だいたい池田さんのお話は、池田さんの率いる大蔵省としては、従来をいうやり方に反対であつたのであります。いわゆる目的税として、道路整備のために議員立法のできたときには、皆さんは目的税としてこつたといふものを、これは反対だといふ態度で、執拗にその反対闘争をしておつた、それがその当時反対であつた理由を、今度主税局長なり大臣の答弁を聞くと、今はそのことを理由としてこのガソリン税をとらなくちゃならぬといふふうになつてきていて、ういふものを取つて、そうして道路整備の財源に充てるのが至当である、そつたわけですか。変つたら変つたでいいんです。

○国務大臣(池田勇人君) もともとこの問題は昔はお話のやうでございした、ガソリン税を目的税のものにするといふことは、多分昭和二十七年の十一月だつたと思ひます。私が通産大臣として、向井さんが大蔵大臣でございした。そのときの閣議で私は向井さんの意見とは違つて、これは目的税のものにすべきだといふことを閣議で発言いたしました。そうしてこつた措置に相なつてきたのであります。大蔵省がどうこうと申しまして

も、やはりいろんな点はその情勢によつて変わるものでありまして、私は目的税のものにすべきだといふことを通産大臣として閣議で発言したのでございする。当時大蔵省はまだ向井さん初めその氣になつていなかったやうでございするが、国会のいろんな空氣もございするし、私はただいま申し上げましたやうに、通産大臣としてこつたやうにすべきだと言つたのでございする。だから今までの大蔵省の考へ方と違つたといへば、そういうやうに違つて参りました張本人は私からでございする。

○小笠原三男君 当時向井さんでなく池田さんが大蔵大臣であつたら、とても国会も一たまりもなく、してやられて、こつたやうなものはできておつたはずで、あなたも当時大蔵大臣なら絶対目的税としてこつたやうなものを認めるはずはなかつた。たまたま幸に通産大臣であつたのでお認めになつた。しかしこれはその当時大蔵省で盛んに言はれて、こつたやうな措置が出るというこつた、こつたやうな連鎖反応を起すといふことで極力反対されておつた。私も建設委員として大いにその御高見を拝聴せられた方なんです。ところが今またこのガソリン税が、諸外国の例から見れば、まだまだ取り得るという考へで、こつたやうな措置をやろうといふのですが、大いに賛成である池田さんとして、客観的に日本の現状においてはこれだけ最高限度に取れば、どれくらいこの揮発油税といふものは取れるとお考へですか。今こつたやうな程度に、――また衆議院修正もあるんですが、取ろうと思へばどの程度取つてやれるというお考へ

ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 税率の最高限度といふものは、やはりそのときの經濟情勢によつてきまるわけであつて、われわれとしてはこつたやうな見通しは持つておりません。やはり負担力を考へ、また必要性を考慮し、各般の事情から考へるべきものだと思います。六千五百円にきめます前にも、いろいろの数字がございしたけれども、われわれとしては六千五百円が適当ではないかといふやうにしたのでございする。今後はどうかといふ問題になります、先ほど申し上げましたやうに、いろいろの經濟情勢の変化によつて考へべきものと思ひます。

○小笠原三男君 関連です。最後は大蔵大臣として至当でございしたやうに、一方道路整備の計画が、従つてそれに合せるやうにこつただけの財源がなけりやならぬといふこと、逆算されてきて、単価幾らといふ税額が出てくるというやうなものがこの種のやり方ではないのか。それともう端的に、ガソリン一キロリッターの今の小売価格なら小売価格といふもので、どれくらい上げておまわぬといふことで上げた部分だけを財源として道路整備に使う、こつたやうなですか。私はさうでなく、こつたやうな年次の計画に伴う財源確保のための、これは税額といふものが逆算されてきまつてくるというやうに考へられるのです。こつたやうなものの税金のきめ方についてどういふやうな考へですか。今こつたやうな考へを申したのでございする。

○国務大臣(池田勇人君) ガソリン税自体が目的税的な性質を持つておりまして、

すといふ前提からすれば、当然道路計画といふものに即応してやるわけであつた。しかし片方の方では、やはり一般の財政負担といふこともございする、道路計画とガソリン税収入と、そうしてまた一般会計で負担する、それを考へてやるべきだと思ひます。

○小笠原三男君 そうすると、このたびのやうに、衆議院修正で減額されたといふことは、あなたがたが申されておるやうに、日本の産業発展、經濟の振興のため、道路整備にはもう渾身から力を入れるのだと再三言つておられた点からいへば、不本意である、不満足な結果であるといふことになつておると思ひます。これでもいふこと、こつたやうな御承認になつたのです。

○国務大臣(池田勇人君) 衆議院におきまして修正は、道路計画にきまつた支障はないと考へまして、やむを得ないものと認めたわけであつた。従つていまして歳入予算は動かさないと思つておるのであります。歳入予算の動かさない範囲内におきましての修正と考へましたから、反対しないことになつたのであります。

○小笠原三男君 これは例年の例ですが、最初、当初予算を出すときには、歳入見振り――売上高を過小にみる、そうして税率を上げてくる。そうして自然増収が途中であつて、地方にも分けてやるやうなことがある。今度の場合、税率は下つた、しかし総体の事業そのものをやるのには、そうした支障はないといふことは、結局売上げが大きく出る。従つて税率は下つても税額だけは当初の予定のまま確保できる、こつたやうなことだと思ひま

す。そうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 今度の修正の理由はそうじゃないのでございませう。三十二年の揮発油のめは三百九十万キロ、これは動かぬのであります。そして今度こういう多額の増税をいたしますので、業者におきまして、納税者にある程度の便宜と余裕をもちたらしめようかというので、法律は納税時期が移出後三月月ということになっておりますが、それを従来は七十五日で納税しておりました。それを今度は三月月という規定がありますので、政令で九十日と、十五日だけ日にちの余裕を与えよう、こうしておたのであります。それを今まで通り、やはり納税義務者に七十五日でがまんしてもらおうというので、十五日早く納めることにいたしました。この点で七百円ばかり違つて参ります。それからガソリンの欠減を三・七%みておつたのであります。それをいろいろ考慮の上、一・五%程度でいいのじゃないか、こういうことになりまして、これが五、六百円浮いてくる、こういうので、業者の方の増税によります苦しさを緩和しようというのをやめ、今までの欠減をもつと見積ることにして、総体の消費量は動かしませんが、それによりまして税率を下げ得る、こういうことに相なつたので、われわれとしては業者にはお気の毒でございませうが、やむを得ないではないかという結論になつたのでございませう。

○天坊裕彦君 關連して。今の道路整備の問題と、揮発油税が目的税であるということの問題に關連して、一言お聞きしたいのですが、今の問答で大蔵大臣の言われたように、とにかく揮発

油税は、今もたいが安、まだもつと取れるのだというお氣持がある、そしてまた、道路整備はまだまだやらなければならぬ、私はそういうふうにいふと思うのですが、だから来年でも、これはもつと上げなければならぬ問題は必ず出てくる。そのところに、今のこの揮発油税を納める人たちの非常に大きな不安があるわけですね。抽象的には、大蔵大臣は、今何らかの一般の財源からも持ち出す分も考えなければいけませんし、揮発油税からも取れる、無理のない程度でも取れるだけ取れるんだ、そしてどんだ道路の整備をやつていきたい、しかし、そこに何か線を考へなければいかぬということをやつておられるのですが、やはり何かその割合というか、程度というものがなければ、税を納める方から言つて不安でしょうがないのですが、その点はどうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) この割合はなかなか今申し上げられないと思ひます。衆議院の大蔵委員会では、昭和二十九年にもうガソリン税は上げないんだと、こういうことを政府が言つていふじゃないか、それをなぜ上げるのだと、こういうきつい御質問がございませう、こういうきつい御質問がございませう、ガソリン税の占むる部分と一般会計の占むる部分の割合を今後どうだということには、やはり道路計画そのものも五カ年計画が十カ年計画に変わつてくるような状況から考えまして、今から考えましてもなかなかむづかしいと思ひます。ただ、一般会計の方のあれにつきましましては、私は先ほど来申し上げておるように、昨年は四億円だったのを今度は四十三、四億にしたいと、こういう氣持は持つておるの

であります。その割り振りにつきましては、ただいまから政府として言明はむづかしい問題だと思ひます。

○天坊裕彦君 それはなかなかむづかしい問題で、ずっと長くその割合をきめておくということとはむづかしいといふことは、当然その通りだと思ひます。しかし、五カ年計画——比較的短期の計画をされたときに、その途中で足りなくなつたら幾らでも税を取つていくのだ、しかも、ある程度まで自然増収というものは相当ある、そういう中で、しかも相当な景気で、ほかの方では減税をしようというふうなときに、五カ年計画の三年目というふうなときに、これはまだ税を取つていくのだというふうなことは、全くその割合がきめられないといつても限度がある。五カ年くらいはこの割合でいくのだというワケがきまつていなければ私はおかしいと思ひますが、その五カ年計画をきめたときにワケは大臣御存じないのである。ただ将来の十カ年計画というものができるとすれば、その間においては一つの割合みたいなものをきめておきたいかなければいかんと思ひます。これは自動車道路に関する整備の費用をおふやしになるのです、その中で、とにかく一方で臨時就労対策事業費であるとか、失業対策事業費であるとか、道路公団の費用とかというふうなもの、たまたま百二十九億ですか、百三十億近く入つてくる。今度の揮発油税の増額が大体それに見合うような格好になつてくるので、もちろん、その失業対策とか道路公団の仕事とかというものは当然必要なんです、やらなければならぬと思ひますが、しかし、それをまるまるこの

揮発油税の増税でまかなうような格好になると、どうも納税する方から言つて氣持がよくない。これは、もう片方で予算はきまつたことですから、別にどうということもないでしょうが、大臣は、そういうことが非常に遺憾だつた、もし一般会計から入れ得る金があれば、そういう点はそちの方でまかなえるような格好にして出すべきであつたというふうにお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど来お答えしております通りに、道路公団の方につきましては、財政投融資で昨年よりも相当ふやしております。これとて、やはり国土開発、運輸の円滑化ということにございまして、この程度で道路公団の方もがまんしてもらつて。また一般会計からの方も、私は今後ふやせぬといふわけではございませう。いろいろな財政の状況を見ながら、できるだけは一般会計から負担しようという氣持を持つておるのでございませう。

○天坊裕彦君 まあ道路公団の話が出ましたが、大体、揮発油税で道路の整備費を出すという意味は、大部分、結局自動車走つて道路をいためる、それを補修していくのに相当大きな金がかかる。それを揮発油税で見ているというのが通俗的な意味で、私はそういう意味だと思ひます。で、これなんかに道路を新しくしらえるといふことに對して金を出すと書いてない、で、改築とか改修とか補修という字句で書いてあるのですが、道路公団は明らかに新しい道路をしかも有料道路を作るといふ建前からきておるので、それが五カ年計画に關連したところでは金が出せるということが書いて

てありますが、どうも新しい道路をこしらえる分まで出すといふことは、揮発油税が目的税に近い格好になつていふために新しい道路の分まで出すという格好は私は納得いかないのです。

○國務大臣(池田勇人君) 制度そのものにつきまして異論の存するところと思ひます。従ひまして、出せるような建前になつておるのでございませう。ただだけ出すかといふことは問題でございませうが、私は新しい道路であつてもやはり一応自動車走つて道路でございませうし、またある程度のはガソリン税でやつて差しかへない。ただその割り振りの問題になりますと、これまた議論のあるところだと思ひます。

○平林剛君 大矢委員が、關連質問の他の委員につぶされておるから、基本的な質問をやつておる御本人が座を立つた。これはやつぱり少し考へてもらわなければならぬことだと思ひます。それでちやうどいらないから、私も一つ二つ關連質問をします。(笑聲)

希望を申し上げておきますが、あとで一つ大矢委員に本格的な質問をしてもらふことにして、(だれでも本格的に質問してゐるんだよと呼ぶ者あり)そこで大蔵大臣にお尋ねしますけれども、最初の揮発油税の税率を考えられたときから、衆議院の段階において、第一次修正、第二次修正、そして第三次修正があつて、どのつまりは五千三百円だ、しかるにこれだけ変化があつたにかかわらず、財政収入については変化がないといふことはきわめて不思議なことだ。どうも初めから、政府の方は、俗に言へばぶつかけておいて、反対の運動があるのを見込んでお

いて、初めからいろいろの数字を立てておいて、そして譲歩したような形にしているけれども、ほんとうは譲歩しているのではなく、初めからこちらで押えるという腹があつて、そして譲ってきたようにしか考えられないのですよ。先ほど御説明がありましたけれども、そこをもう少し私も少し私ども納得のいくような具体的な説明をしてもらいたいと思うのです。

○国務大臣(池田勇人君) 私はそんな茶当のできる男じゃございません。(笑)いろいろ新聞にはございませうが、大体私が考え始めた当初は、八千円程度というのを考えたのでございませう。そのときにこれは一般会計からどれだけ負担するということはまだきめておりません。八千円くらいならば大体やっつけていけるのじゃないか。一般会計から出さなくても済むのじゃないか。こういう考えでおつたのでございませうが、どうも道路というものは、自動車ばかりじゃなしに、自転車も通りますし人も歩きます。だからガソリンばかりに負担させるのはひどいじゃないかという考え方もありますし、また委員会における過去の決議等もございませうので、この際、まあ倍數でいくと昨年の十倍余りでございませう。この程度は何とかやりくりをして一般会計から出すべきじゃないか。こういうことではございませう、八千円というものが六千五百円に相なつてくるという状況でございませう。これも大体の数字でございませう。そういう関係からいつたので、初めからこれは五千何百円、そういう気持は毛頭持っておりません。だから私は六千五百円を非常に主張しまして、そうして総務会長その

他にやつておつたのですが、五千三百円になつたというので叱られまして、総務会では釈明したような状況でございませう。決してかけ引きなんかということには私にはできないことなんでございませう。

○平林剛君 それにしても、あまり幅が違つてきて、しかも財政収入に影響がないというのは、まさに数字ということが非常に便利なものだということに気がつきますよ。そういう意味から言へば、どうも大蔵省の初めの基礎の数字についても疑いを持たれる。どうも揮発油税を増徴するための手段としていろいろの数字をいじくつていられると考へられませんか。ここに一番問題がありますから、政府の事務当局の方から、こういうふうな三段階にやつてきたのは、基礎の数字がどこどこが違つてきて、そしてこういう結論になつたか。その理屈も、いづれも通つたのだから、それぞれの、一、二の修正があつたでしようけれども、反対があるから、ここまでできたのだということ、私は言わねば、どうも大蔵省の数字も大へん疑問がある。だからそういう意味では、政府は、私に言わせれば、どうも初めから譲歩していな

い。初めからいろいろの数字を立てておいて、そして譲歩したような形にしているけれども、ほんとうは譲歩しているのではなく、初めからこちらで押えるという腹があつて、そして譲ってきたようにしか考えられないのですよ。先ほど御説明がありましたけれども、そこをもう少し私も少し私ども納得のいくような具体的な説明をしてもらいたいと思うのです。

い。初年度においては変化はございませぬ、先ほど説明したように。しかし次年度においては、七十五日を九十日に延ばしたことがこれは三十三年度から影響が普通になつてくる。初年度だけの分を考へてみると、七十五日にしたことによつての分は、初年度は増収になるわけでありませう。そこで、七、八百円の差が出てくる、こういうことでございませう。欠減の分は平年度には影響がない。これは数字のこまかしでも何でもありません。説明すればわかるわけですね。われわれも予算を組みました関係上、三十二年度においてのガソリン税収入は動かない、こういうふうに見まして、やむを得ず反対しなかつた、こういうことでございませう。詳しくは主税局長から……。

○平林剛君 私の資料の要求に対して大臣は答へられたが、私は頭が悪いから、数字でもつていじくらないと、なかなか疑問が解けませんから、資料だけは御提出願ひます。

そこで、あと一つ伺ひますけれども、やはり政府の方では、道路整備に要する経費をほとんど揮発油税に求め、一般財源から出しておらん、こういうところに、当初の五カ年計画がまた変更されて揮発油税率の変更という経緯をたどらざるを得なくなつた、私はそう思うのであります。昭和二十九年からこの三年間に、揮発油税で課税をしての税収は八百九億になつていて、一般財源から出した金はわずかに十九億しかない。こういうところに道路整備がおくれた根本的な理由があるのじゃないかと思ひます。そのおくれた理由を、また目的税と称して関係者だけに負担させるということに、今

日のような反対運動が起きてくるわけなんです。またその理由をいろいろ検討していただきますという、もつともなことであります。国会においてもこれ以上の揮発油税の増徴は不可能だといふように、いろいろの角度から検討をして出されたのを、政府が破つてきているのでありますから、これはやはり政府の方も譲歩すべき点は譲歩しなければならぬ、私はこう思うのであります。そういう意味で、今年はあるな

○国務大臣(池田勇人君) 道路五カ年計画のときは、私は関係ではおりませんでした。昭和二十七年の十一月まで閣

僚でおったのであります。その後のことは知りませんが、先ほど来お答えしておきますように、とにかくガソリン税というものが目的税のものであるとすれば、一般の会計からのものであると出したい、こういう気持ちで、今直ちに昭和二十九年にきまつたとかいうことの数字にするというわけにはいかないと、思います。これは主税局長からも答弁すると思いますが、道路のガソリン税以外の負担につきましては、やはり地方の負担もございまして、その割合がどうなっているか、今資料を持っておきませんが、いすれにいたしましても道路整備の絶対的必要性からかんがみまして、今回のガソリン税の引き上げはやむを得ない。しかし将来におきまして、一般会計からの繰り入れもできるだけふやしていきたいという気持は、先ほど来お答えしている通りでございします。

○政府委員(原純夫君) ただいまの五カ年計画の数字でございしますが、五カ年計画の閣議決定を見ました数字が、どういふ道路を何キロやるといふような量的な決定でありまして、数字はそれに基いて参考として積算されたものであります。おっしゃる二千六百億円のうち、ガソリン税を当てます分が、概略ではございしますけれども、千五百億近く、千四百八、九十億でありまして、爾余は全部一般財源でやるというのでなくて、爾余の大部分は地方財源で負担する、その額がたしか七百八十億程度であつたと思ひます。さつき三百三、四十億が一般財源に依存するといふような計算に相なつておつたと思ひます。これは当時御案内の通り、非常に一般財源が苦しいよう

な事情も反映されておつたと思ひますけれども、約五四%がガソリン税で、四六%が一般財源だといふふうに言えますので、ちよつと、私、数字を補足して報告させていただきます次第であります。

○杉山昌作君 先ほど来、この道路整備費を揮発油税の財源と一般財源との関係といふようなこと、それに関連して天坊君から道路公団補助金が云々の話も出たのでありますが、私はやっぱりそれと同じような意味で、今回は揮発油税の財源が五百億、一般財源で四十三億といふようなことで、五百四十七億といふふうなのが道路整備費になつておる。ところが五百四十七億五千六百万円といふのは、特別失業対策事業費及び臨時就労対策事業費によるものを含めていられるわけなんです。それで、そういうことになつておるので、もしそういうものをやめればほんとうの道路整備費プロパーの金は、道路公団の補助金を含めても、四百五十八億と、こういうことになつておるわけでありまして、そこに八十九億くらい失対あるいは臨時就労対策といふふうなものとになつておる。それで揮発油税が目的税のような形で道路を整備するといふふうなことで、しかもこれが非常に負担する人が反対をしておる、負担が重いといふにもかかわらず、道路整備上げの必要だからといつてとる金でありまして、これは道路の整備も最も能率的に使う必要はあつたと思ひます。そうしますと、この失業対策等の事業といふものは、これは失業対策その他は国家目的からいって必要なことではありますけれども、道路整備といふ純粋に技術的なこ

とからいつたら、これは非常に能率の悪いものである。最近では道路整備に非常に大きな機械や何か使つてやつておる。ところが失業対策は機械を使わない、なるべく人を雇つてつていふことで、能率的に非常に悪いものでございまして、悪くてもその失業対策といふような意味があるから、国家的にいうのはそれが要らぬとか不適当だといふわけじゃないのですが、ただいま申し上げたように、非常に血の出るような税金を特にその目的のためにとるといふ以上は、その金は最も道路整備を能率的にやるようにしなければならぬ。ところが今のような予算を見ますと、失業対策の金の八十九億もあつて、ほんとうの道路整備の方は四百五十八億、もし道路公団の補助金を、天坊君の言うごとくに、これもほかの国家の目的だといふことになると、百二十億くらいになる。そうすると、今度の揮発油税増徴をしないで、今度の増徴をしなくてもいいといふような数字になる。もちろん失業対策といふものも全部失業対策だけの問題じゃないので、道路の整備もそれはありますけれども、非常に能率が悪いのであります。そういうことを考えますと、この予算で五百四十七億といふ道路整備のうち相当な失業対策事業といふふうなものが含まれておる。このために非常に道路整備が膨大になる。それをまかなうためには、やはり揮発油税を増徴するのだ、さつき、くどくど申し上げたように、能率の関係からいって、いやな気がする、余計負

担が重いといふような気がするのじゃないか。そこで先ほど大蔵大臣は、一般財源は昨年より十倍今度ふやしたといふお話もあつたのです。まことにけつこうなことで、今度はおふやしになることは、今のような臨時就労と失業対策といふふうなことは、道路整備としては非常に能率の悪いものだから、その負担は揮発油税にやらないうように、一般財源で十分持つのだといふふうな考えで、一つ一般財源の増加にも特段の御努力をお願いしたいと思つたのであります。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろ衆議院などにもさういふ御議論が多くございまして。お答えをいたしまして、これは臨時就労対策にいたしまして、特別失業対策にいたしまして、道路にばかり使つておるのであります。それは能率の点が悪い、それはお話の点もあるかも知れません。しかしこの点もやはりある程度機械類その他を使つておられます。今年は積雪寒冷地帯の道路につきましても、十億程度出すようになつております。こういう点を加味しまして、実は一般財源の支出も四十三億にしたわけでございします。十分お話をしたわけでございします。おるのでございします。その金額が少いといふ御意見は私もよくわかる。従つて今後におきましては、一般会計からの分をできるだけ考えようといふのも、そういうところから出ておるのであります。

○小笠原三三男君 これも天坊君のお話や、今の杉山君のお話に関連しているが、あなたはできるだけ今後において一般財源から道路費を見ようと、こういうことですか。一例にあげた積

寒の冬期における道路確保の法律に對しても、これは道路財源としてガソリン税の増収から得る財源は今後の施策を行うのに足りないから、従つてこの冬期間の道路確保に關しては一般財源からこれを當てるべきであるといふことで、當時衆議院の田中君たちが議員立法で参議院に持つてきた場合にも、当該委員会非常な論議があつて、なるべくさういふことで措置したいといふことであるのだが、結局それもガソリン税の方に食い込んでおる。そうして今言うように、失対事業関係の方にも食い込んでおる。そこでさういふ技術的な部分はあとでお答えを願ひますが、池田さんは、千億減税、千億施策といふことで、大いに今度の財政政策をみづから謳歌しておられる。千億の金がふえる。そうして産投会計にも入れる、翌年にも使い残すといふくらい金があるのに、あなたが今おっしゃるような道路財源として一般財源からも相当出したといふのに、四十億程度しか金がない、ふえない、しかもあとはガソリン税の増徴、増徴といふ形で道路整備財源を得ようとする。この点は常識論ですが矛盾しているように、私、考える。今のうちに金のあるときは一般財源をもつて充てる。そして減税といふ立場にある場合に、一部特定の業者を対象としてガソリン税だけを大幅増徴する。そして、それでは道路整備ができないといふことを考え方に、私は納得いかない。どうして今年度のように、税の増収が千億も使われるといふ場合にこの増収を押えて、そして一般財源を充てて、池田さん本来の道路整備といふものを積極的に推進しなかつたか。しかも従来大

蔵開係では、目的税としてこの種のも
のが拡大されることに、税体系の上か
ら反対である。池田さん自身は、やは
り税の神さまの次ぐらいの人です。(笑
声)その方がこの部分だけは取ってや
る。これでは一部の業者の負担は重す
ぎると思う。そして、この方からまあ
苛徴請求したいに取り上げて、そして
失業対策だというように金を使
うが、零細な中小企業あるいはその
従業員が、このことによって賃金その
他にしわ寄せがくる。あるいはその経
営がうまくいかぬということになって
循環するかもしれない、失対事業が。

まあこれは話が余談ですが、基本的に
は積極施策に使い得る金があるのに、
あなたの眼目としている何項目かの一
つの道路整備財源を、この向きに大い
に出すことをしないで、これだけが増
税という形でまかなわれる、なぜそう
いう考えになったのか。また税体系の
上から言ってもこれはいけないことだ
とされているものを、なぜこういうこ
とになったか、お伺いしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 三十二年度
におきまして千億円の減税を所得税
においてやりましたことは、あまりに
も税金が高すぎるので、私はこういう
財源の出たときには実はもっとやりた
いくらいの気持ちを持っておるのであ
ります。しかし、それなら今度は施策
の千億円の中からもっと道路へ差し向
けたらいいということですが、これは
ごらんいただきましてもわかりますよ
うに、なかなか千億円でどの方面へも
十分というわけにはいかない。で、ま
あ昨年の予算に比べてこれだけふえる
というような、十倍以上というのとは
この費用だけです。今後におきましても

そういう気持ちでやるつもりでおります
が、そして片一方では道路五カ年計画
から十カ年計画に移っていくとする
場合に、長い目で見てやはりこれだけ
の負担はしていただかなければ、整備
がなかなかできない。一般会計からそ
う何百億と出せるものでもございま
せん。かてて加えて、主税局長が説明し
ておりましたように、外国に比較いた
しましても非常に安いし、また負担力
からいってこれが負担しきれないもの
でもないと考えまして、こういう案に
いたしましたのでございます。

○小笠原三男君 これは言葉尻をと
らえるようで、はなはだ恐縮しま
すが、一般財源から昨年度に比べて十倍
という積極財源を生み出した、それが
池田さんともある方がおっしゃるの
です。昨年の四億というものの、その
のは、やはり今までの、前内閣等がや
ってきた道路財源を特定業者にまかな
わせる、そういうような不都合な、
またさき平林君も言った中で、主税
局長が、地方負担分も含めるとは
言っているけれども、相当、当初の道
路整備五カ年計画では、一般財源から
も金が出される、そういう裏打ちが
あって、道路整備が行われるというこ
とについては、これは国会といわず政
府側も十分覚悟しておいた。大体四億
そのものがべらぼうにしみたれなん
です。池田さん、昨年度大蔵省におられ
て、大臣をやっておられて、四億とい
うのも非常に大事な金として無理して
出した、そうは申せないと思うのです
ね。何ですか、たった四十億というの
は、それで一千億はさきまな方面に
使われるのだから、四十億程度しか道

路財源に回らんと、どれだけのパーセ
ントですか。道路整備は現内閣の重要
施策です。それをあまりに特定の業者
にだけ千億積極施策という名のもの
に、増税という形でしわ寄せされてき
ている。従って、ほうはいとしてこ
ういう反対が起っているのだと思う。ま
して、さき道路公団などに対する補
助金の話をしましたが、道路公団が作
る道路は産業開発道路というようなも
ののみではなくて、観光のための道路
その他もあります。その方は一部地域
的に限られた業者が利用する道路で
す。が、そういうものを抜きにして
も、全部有料なんです。で、利用する
業者としては、ガソリン税で多く金を
取られる。そうしてできた道路その
ものは、また有料で、そのつとど金
を取られる。言ってみれば二重負担で
す。こういうようなところにまで、道
路税から出てくる財源が補助金として
使われることは納得できないのです。
そういう点はどうかです。

○国務大臣(池田勇人君) 今のガソリ
ン税が道路公団の方に参ります分は、
これはやはり五カ年計画によって予定
された道路を道路公団がやる場合に、
これを予定していつているのでござい
ます。それからガソリン税を負担し、
そうして有料道路だから料金を負担す
る、二重課税じゃないか、こういうあ
れでございしますが、これは料金を計算
します場合に、ガソリン税の方から
行った分は差し引きまして、残りの分
で料金を計算しているのだから、計算
してございす。

○小笠原三男君 そういうことまかい
ことは、まあ建設当局を呼んで、専門
當局を呼んでお尋ねしますが、それは
ど池田さん御勉強であれば、では今の
このハイヤーなりトラックなりがエキ
ソ走るのにどれだけの経費がかかる
そしてその分、このガソリンそのもの
はどれだけのものになっておるか。そ
ういう負担の割合等を示す資料があ
ると思いますが、あとでまあ、それを
ちょうだいしてみたい。それから有料
道路関係の料金の取りきめについても
基準があると思うので、公団側の方か
ら取り寄せていただきたい。そこでま
だ前半の答弁をいただかないのです
が、四億が四十億で、十倍にふやした
のだということをして、そのことは言葉
じりをとらえることですから、私も
やめますけれども、今後、ではどれほ
どに一般財源からこれを見なきゃなら
ぬか。財政当局としてはこの程度のも
のは見なくちゃならぬと、何かそうい
うめが示されなきゃ、さきさきだ
かおっしゃったように、毎年々々増税
という形でまかなえるめがけない、基
準もない。そういうことでは税を取
る原則に照らししても私は間違ってお
る。この際、池田大蔵大臣としては、
今後の見通しも立てられ、そして業界
に対しても、こういう形なんだという
ことを明らかにされる必要があろうと
思う。ただ何だかやらずぶつたりで
取れるだけは取る。それだけで道路財
源をまかなう。そういう形にまあ考え
られてもやむを得ないだろうと思うの
です。この際非常な問題があつて、衆
議院を通過して当委員会に参っている
この法案について、提案理由の説明が
あつたかもしれませんが、補足せられ
て、将来の見通しについてしっかりと
した御言明をお願いしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど天坊
さん、杉山さんの御質問に答えた通り
に、今一般会計からの負担額とか、ガ
ソリン税がこうというはつきりした数
字を申し上げるわけにはいきません。私
としてもそれだけの力がない。ただガ
ソリン税が増税になるわけでもござい
ますから、一般会計も昨年に比べても相
当出せます。十分ではございませ
んが、将来におきましても道路整備の早
期拡充ということを考えますと、でき
るだけ一般会計からも出していき
たいという気持は持っておるのであり
ます。それなら毎年々々ガソリン税を
上げるかというお話でございしますが、こ
れはもう今の五カ年計画が、十カ年計
画になりまして、大体われわれのた
だいまの見通しでは、この程度でや
っていくという気持は持っております。
そう税金というものを毎年上げる
というわけにもいきません。これはやは
りいろいろな点がございまして、新規
課税の問題とか、増税の問題がござい
ますが、なかなかそれは、おいそれと
いけるものじゃございせん。いろいろ
な点をお考えにならましても、そう
たやすく増税なんか、これはできるも
のじゃない。やむにやまれぬ必要性が
あつてやむを得ずやることでござい
まして、従いまして今回のような増税を
いたしました場合において、大体この
程度で五カ年計画も遂行できる、十カ
年計画もできるという、ただいまの見
通しを持っておるわけでございます。

○小笠原三男君 そうしますと、衆
議院修正の税額をもつて今後大体ま
かない得る。今後においては特段に増税
ということを考えることはしない。毎年
毎年税金というものは高くするもので

七

はない。一般財源も今後極力利用する。こういうことですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体たいたいところではそういう考え方でおります。一般会計からでもできるだけのことをして、この四十億圓をふやしていきたい、こういう気持ちであります。

○平林剛君 関連して。これはやはり政府の方でも、大蔵当局とあるいは建設当局との考え方が違ってくることはございます。しかしやはり政府が重要施策の一つとして道路整備五カ年計画なり十カ年計画を立てるときには、やはりその点は政府部内においても意見の一致をして、そして増徴の率を考へるというのが必要なことだと思うのです。なぜかと言へば、例の昭和二十九年に道路整備五カ年計画を検討したときは、先ほど私の質問したときに、事業費二千六百億のうち揮発油税に依存するものはやはり千四百億圓で五四%、他についてはこれは一般財源から振り充てるといふ、ある程度の基本的な考え方が明らかになっておったわけですから、今度伝えられているところによりますという、あらためてその後の事情が変化してから十カ年計画を立てる。この場合にもやはり一般予算と目的税との割合はしっかり立ててもらわなければならぬ。立てないというとな後の事情によつては増徴するという心配も出てくるわけですから、またその負担が非常に今まで重かっただけに、そういう心配が増大するというところに相なる。やはり私は、当初政府が考えられた五四%対四六%という比率も無根拠でできたものじゃない。同じ政府が引き継いでおやりになっているわけでありませう。大蔵大臣がそのとき通産大

臣であつたり、関係でなかつたり、今は大蔵大臣であつたということだけの事情で、それは変なということとはまことに首尾一貫しない。そういう意味では、やはりある程度これについては政府部内においても意見の一致を見なければならぬ問題だと思ふ。これはあれでしょう。今度の揮発油税の課税の率をきめるときには大めどについても政府部内の意見は一致しているのですか、いいのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 今十カ年計画を立案中でございます。まだ確定した閣議決定ができておりません。しかしいづれにいたしましても五カ年計画を途中で変更しなければならぬというふうな状況でございまして、とりあえず十カ年計画を作成いたしました。そしてそれにはこれだけの財源が必要、ガソリン税を上げる必要がある、こういうところまでできているのでございまして、将来のガソリン税の負担と、それから一般会計からの負担との割合をまだきめる段階までいっておりません。

○平林剛君 私はやはり当初に當つて、その割合を十分政府の部内で意見の一致をみて、そして課税の率を考へる、あるいは今後一般予算からどの程度道路整備に必要であるかということをお明らかにすべき性質のものだと思ふのであります。今度の場合でも、そのことが明確でなくて、そして初めは一万幾らやる、その次は幾らだというふうな順々に変わってくるということは、まことに定見のないことである。しかも四十四億圓程度では保守党の道路整備政策は泣いてしまうです。これじや、やはりそういう点はこの際は私は

政府の方も十分検討なさつて、そして理のあるところがあるならば、私は、当然今のいろいろな検討結果から見ると、もう少し政府は譲歩しなければならぬという最終結論を持つていけるわけでありませうけれども、やはり道路整備に要する予算についてはこの機会にも十分考へなければならぬ。この点にも少しあとでいろいろ質疑を行いまして、もっとこまかい点についてお答えをいただきたいと思ひますが、一応私はこれでやめておきます。

○天田勝正君 一つ資料を要求いたします。それは昨日も要求いたしました。が、私のいう資料はまだ出ておりません。それに加えて、この問題を審議するには、この目的税なものですから受益がどうなるのか。ここにもちよつと出ておりますけれども大まかな数字で、これではわかりません。そこでもっと具体的な受益の項目を小さく分けて、そして出していただきたい。それは運輸当局でも大蔵当局でも、いずれでもけっこうです。これを要求いたしておきます。

○委員長(廣瀬久忠君) 會議は暫時休憩いたします。
午後一時より大蔵、地方行政、運輸、建設の連合審査会が開かれますから、御出席をお願いいたします。
午後零時十分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた。〕